

教育警務委員会会議録

I 日 時 令和7年6月9日（月）

午前9時57分開会

午前11時49分閉会

II 場 所 第4委員会室

III 出席委員

委員長	瀬川 侑希
副委員長	立村 好司
委員	佐藤 則寿
〃	尾山 謙二郎
〃	鍋嶋 慎一郎
〃	大門 良輔
〃	永森 直人
〃	鹿熊 正一

IV 出席説明者

教育委員会

教育長	廣島 伸一
理事・教育次長	小杉 健
教育次長・教育みらい室長	
	中崎 健志
教育次長	板倉由美子
教育企画課長	森安 祐成
教育企画課課長（ICT教育推進担当）	
	五十嵐佳美
教育みらい室小中学校課長	
	木下 貴子
教育参事（教育みらい室県立高校課長）	
	土肥 恵一
教育参事（教育みらい室特別支援教育課長）	

	魚津 直美
教育みらい室	県立高校改革推進課長
	丸田 祐一
教育みらい室	課長（児童生徒支援担当）
	岡本 一善
教育みらい室	課長（夜間中学設置準備担当）
	岩田理恵子
生涯学習・文化財	課長
	前川 秋人
生涯学習・文化財	課課長（青少年・家庭成人教育担当）
	河原 千里
教職員	課長 安川 賢一
保健体育	課長・課長（派遣スポーツ主事担当）
	五島 直樹
保健体育	課課長（食育安全担当）
	松嶋 保子
公安委員会	
公安委員	長 川端 雅彦
警察本部	長 高木 正人
警務部	長 伴野 康和
生活安全	部長 古川 秀治
地域	部長 福山 大
刑事	部長 橋森 俊広
交通	部長 井上 数也
警備	部長 青野 秀夫
警務部	参事官・首席監察官
	渡部 高史
警務部	首席参事官・警務課長
	水名 健
警務部	参事官・会計課長

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

廣島教育長

- ・令和7年度富山県一般会計補正予算（教育費）について
- ・富山県公立学校情報機器整備基金条例一部改正の件について
- ・富山県立高等学校の授業料等に関する条例一部改正の件について
- ・動産取得に関する件について

伴野警務部長

- ・損害賠償に係る和解に関する件について

(2) 質疑・応答

瀬川委員長 6月定例会付議予定案件については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において、計数等に特に御不審な点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で6月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

資料配布のみ

教育みらい室夜間中学設置準備担当

- ・「第3回富山県公立夜間中学設置検討協議会」の報告について

生涯学習・文化財課

- ・国の登録有形文化財（建造物）の登録について

(4) 質疑・応答

佐藤委員

- ・県立高等学校のバリアフリー化の促進について
- ・教育現場における熱中症対策について
- ・信号機の老朽化対策について

鍋嶋委員

- ・学習障害に対応した高校入試について
- ・警察官待機宿舎のあり方について

大門委員

- ・新時代とやまハイスクール構想について
- ・臨任教員の状況について

永森委員

- ・学校給食について

鹿熊委員

- ・中央農業高校について

立村委員

- ・県立高校の学級編制について
- ・教員採用について
- ・県立図書館について

瀬川委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑、質問はありませんか。

佐藤委員 それでは、早速でございますけれども、今年度初めての委員会の質問に入らせていただきます。通告に従いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、教育委員会に関する質問でございますけれども、県立高等学校のバリアフリー化の促進について伺います。

私、先般、この春に南砺福野高校に入学をされた車椅子で登校されている生徒さんと御両親にお会いしてまいりま

した。

合格後の不安も当然ありましたけれども、入学して以来は、教職員の方々にいろいろ御配慮いただく中で、感謝の気持ちも訴えられておられる、そういった状況でございましたけれども、一方で、校舎内のバリアフリー化などについては、残念ながら小学校、中学校のときと比べると、いわゆるハード面での支援策が遅れているということに関して、戸惑いを感じておられるという、率直なお気持ちを伺ってまいりました。

車椅子を使用する生徒さんのために、エレベーター等を設置する、義務教育では大体そういった形で対応してきており、重要な施策だと考えておりますけれども、残念ながら、こうしたハード面の対策というのは、費用面であるとか、実施設計だとか、入札だとか、そういったことを考えますと、大変時間もかかることなんだろうと当然推察をしておるものでございます。

御本人さんたちも優先順位をつけるということ、そこまでに時間のかかる状況だとの説明を聞かれますと、十分理解をいただくわけですが、それでも、まず一番お困りのことは、車椅子で利用可能な多目的トイレが1階にしかないといったことでありまして、まずはそういった多目的トイレ等を各階に設置することができないかと。トイレはやっぱり大事なことです、優先順位は高く急務ではないかと考えてまいりました。こうしたトイレの不便さ解消など、学校生活をより豊かにするための改良として、可能な施策から速やかな対応を望むものですが、森安教育企画課長の見解をお聞かせください。

森安教育企画課長 県教育委員会では、富山県民福祉条例や国の学校施設バリアフリー化推進指針などを踏まえまして、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送

ることができる環境の整備に努めているところでございます。

例えば、新たに校舎を建設する際には、障害のある生徒が教室移動の際などに利用できるエレベーターを設置いたしますとともに、車椅子を使用する生徒等が入学された際には、既存のトイレを改修するなど、バリアフリー化を進めているところでございます。

車椅子での使用が可能なトイレにつきましては、障害の種類や程度、生徒の生活範囲など踏まえながら、全ての県立高校において、1か所以上設置済みでございます。

また、御指摘のとおり、直ちにエレベーターの設置が困難な場合には、階段に昇降機を設置いたしまして、生徒の移動に支障がないように取り組んでいるところでございます。

今後も、障害のある生徒が安全で円滑に学校生活を送ることができますよう、生徒や保護者のお話を丁寧にお聞きしながら、学校施設のバリアフリー化を進めてまいります。

佐藤委員 課長には事前にちょっとお話を聞いておりました。私も知り合いというよりも、知り合いの知り合いの知り合いという関係でございましたので、先般も改めて御本人の元気な姿を見て、ある意味では安心しながら帰ってきました。けれども、残念ながら、義務教育ですと、今後また研究しないといけないと思うんですけれども、国の予算のかけ方が…。高校は結局義務教育ではないので、具体的に言えば、県立ですので県が対応という、ちょっと冷たい流れなのかということも分かりましたので、また国等へ要望するなど、何とかほかの予算のつけ方ができないのかということも考えながら戻ってまいりました。また力をぜひ貸していただきたいと思います。

引き続き、教育現場における熱中症対策について伺いま

す。近年の気候変動や都市化の影響で、災害級の暑さが襲う日本列島となっており、今月からは職場での熱中症対策が義務化されたところでもあります。報道によりますと、死者数は2018年以降、ほぼ毎年1,000人を超え、去年は最多の2,033人に上ったということで、救急搬送された人数も増加傾向で、18歳未満の子供も1割弱の約9,000人、発生場所では小中高校などの教育機関で、約4,000人いたとのことでもあります。

そこで、まず熱中症の危険度を判断する、いわゆる暑さ指数——W B G Tの有効利用など、本県における教育現場の対策について、松嶋保健体育課課長に伺います。

松嶋保健体育課課長 学校における熱中症対策については、文部科学省通知の「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」において、熱中症事故を防止するための環境整備、各種活動実施に関する判断、児童生徒への熱中症防止に関する指導などが示されております。

先月上旬に、この通知を県内公立・私立の各学校に周知しており、あわせて部活動指導者などが参加する県高等学校体育連盟や県高等学校体育保健学会の会合においても、注意喚起を行ったところでございます。

通知では、例えば気温が25度から30度の時期から、水分・塩分補給、休憩など適切な措置の必要性、体育やスポーツ活動を行う前と後の健康観察の実施のほか、御指摘のございました暑さ指数による活動内容の判断などが示されております。

この暑さ指数については、各学校で屋内、屋外で定期的に計測し、指数が31以上の場合は、運動は原則中止すること、また、指数が31に達しない場合でも、活動内容により、中止の判断をすることなどが示されております。あわせて、児童生徒に対し、自ら体調管理が行えるよう発達段階に応

じた指導が必要であり、授業中や下校時に不調を感じることもある場合は、教職員に相談するよう促すこととされております。

県教育委員会としては、学校での授業や部活動のほか、インターハイ予選や今後開催される全国中学校体育大会の予選などの大会の場においても、児童生徒が安全・安心に取り組むことができるよう、引き続き熱中症対策に取り組んでまいります。

佐藤委員 数年前に環境省が言っていた暑さ指数が、今はようやく定着し始めまして、どこへ行っても結構目につくところに表示される状況になってきておりますけれども、有効な指数も参考にして、今ほどありましたけれども、運動関係——現場で声を聞きますと、中止は中止とするのは簡単なんだけれども、現実的に子供たちの思いを考えると、大会等で優秀な成績を収めたい、頑張りたいというのもあり、運動時間の確保がなかなかできないことも苦慮していると聞いております。

そういった観点から、体育館の冷房施設など環境改善が一番大事なことはないかと思っています。また、休める場所でもあるといった意味で。私も富山市議会議員としての初めての議会で、体育館に空調を整備してほしいということで、東京にも視察に行きながら、提案をした。そういった経緯で、何度も議会でしつこいぐらい取り上げさせていただいて、ようやく今、県内の各市町村でも、学校体育館の空調整備が進み始めるようになってきたところで、大変感激、また感動もしております。

学校体育館は発災時には避難所となり、富山市等では、都市ガスや電気の供給が止まってしまうということが想定されます。そういった意味でいいますと、近年は、L P ガスがあれば自力で運転でき、都市ガスもL P ガスも利用で

きるという、いわゆるハイブリッド式のエアコンの設置が有効だと。結構進められてきておりますので、そういった観点からも、県立高校も含めた今後の学校体育館の空調整備を進捗状況と併せて、森安教育企画課長に見解を伺います。

森安教育企画課長 学校体育館への空調整備につきましては、教育現場における熱中症対策として、また、災害時の避難所の環境改善を図るため、できるだけ早期に実現することが重要と考えております。

まず、小中学校の体育館につきましては、学校設置者である各市町村において整備が進み始めているところでございまして、令和7年度中に県内の5つの自治体で整備に着手する予定と聞いております。

県としましては、全ての自治体で早期に着手していただけるよう、市町村に対して先進事例の情報提供ですとか、財政負担の軽減のため、国の交付金の活用を働きかけているところでございます。

次に、県立学校の体育館につきましては、体温調整が困難な児童生徒が多く在籍される特別支援学校の体育館への空調の整備を優先して進めることとしております。今年度中に基本設計を実施いたしまして、令和9年度までの整備完了を目指しているところでございます。

また、県立高校の体育館につきましても、今年度、基本的な方向性や枠組みを定めた整備方針を固めたいと考えております。

ハイブリッドの話もございましたけれども、どのような空調の種類や供給設備を採用するかにつきましては、体育館の避難所指定の有無や、既存の空調電気設備の状況、学校周辺の電気・ガスのライフラインの状況なども踏まえながら、個々の体育館に適した方式を検討していきたいと考

えております。

なお、先ほどのバリアフリーの質問でも御指摘がございましたけれども、空調設備につきましても、円滑に進めるためには、国の補助金や地方債など、財源の確保が大変重要になってきております。そのため、先日も瀬川委員長、立村副委員長と御一緒に、必要な予算の確保や制度の拡充について、文部科学省に重要要望活動を行ったところでございまして、今後とも国に働きかけてまいりたいと思います。

佐藤委員 今ほど委員会としても、積極的に活動したということ。委員長、副委員長、また皆さんと目線を合わせて、ぜひそういった知恵を出していきたいと思っております。

今のハイブリッドの件は、特に高校について避難所という観点でいうと、現場的に一次、二次、三次避難所ぐらいになる可能性はあります。各現場の一次避難所になるようなことを考え、また市町村等にもそういった角度で、状況掌握等をしていただければという思いもあって、あえてここで述べさせていただきました。

それでは、次に、県警本部関係に関する質問に入らせていただきます。信号機の老朽化対策について伺います。全国の信号機の約24%が更新時期を迎えていることが、4月9日の警察庁への取材で分かったとの報道がありました。警察庁は信号灯器の赤青黄などの表示を切り替える信号制御装置の変更基準を19年とし、超えた場合は老朽化と判断、老朽化率は2020年度に過去最高を更新して以降、4年連続24%台で高止まりしており、2023年度の都道府県別データによると、富山県は30.9%で11番目に高かった。交通安全施設は大量更新期にあるとされ、深刻な実態が浮き彫りになったとの内容でありました。

信号灯器の故障や柱の倒壊というのは、重大事故を招く

おそれがあります。そこで、本県の信号制御機について、先ほども言いましたけれども、更新時期を19年とした場合の老朽化率30.9%は全国で11番ということですが、現状と今後の方針について、井上交通部長に伺います。

井上交通部長 委員御指摘のとおり、県内の信号制御機につきましては、令和5年度末現在で2,409基が設置されておりまして、そのうちの30.9%に当たる745基が老朽化の基準となる製造後19年を超え、全国平均の24.3%を上回っております。令和6年度には、信号制御機115基を更新整備しておりまして、同年度末での老朽化率は30.6%となっております。

県警察では、令和4年1月に策定した交通安全施設の整備方針に基づきまして、故障発生リスクが高くなる製造後26年を超過する信号制御機を対象に、令和4年度から毎年113基をめどに更新しているところですが、老朽化を要因とする故障などを防止し、交通の安全と円滑を確保するには、今後も計画的な更新整備を継続する必要があると考えております。

そのため、交通環境の変化によりまして、必要性の低下した信号機につきましては、地域住民の理解を得た上での撤去や必要な箇所に移設するスクラップ・アンド・ビルドを推進して、信号機の総数を抑えつつ、その他の交通安全施設の老朽化の解消も念頭に置きまして、予算の平準化を図りながら、信号機の適正な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤委員 要するに、危険度とか交通量を一番掌握されているわけですから、そういった観点から、順次対応していただいているということで理解します。

今ほど部長からもお話ありましたけれども、一方で、5月28日でしたか、全国の信号機の2割以上が老朽化してい

る問題を受けて、警察庁が2024年度から5年をかけて、過疎化などで不要となった地域の信号機を撤去する計画を進め、これまでに700基近くが撤去されたとの報道を目にしました。

改めて本県の実態と今後の方針について、部長にお伺いします。

井上交通部長 委員御指摘の警察庁の信号機の撤去に係る計画につきましては、急速に進む人口減少、人口動態の大きな変化を踏まえまして、交通実態に即した交通規制の実施を推進するために、警察庁が示しました「持続可能な交通規制の推進について」によるものでございます。

県警察では、同通達に基づいて中長期計画を策定しております。県警察では、この中長期計画に基づきまして、交通安全施設の総数の削減や経費の縮減等に取り組んでいるところでありまして、信号機につきましては、令和6年度中、交通環境の変化により、必要性の低下した2か所の撤去を行っております。今年度につきましても、複数箇所の信号機の撤去、または移設をする方針としているところであります。

県警察といたしましては、持続可能な交通規制を推進していくため、交通環境の変化により必要性が低下した信号機については、適切に調査分析をいたしまして、地域住民の理解を得た上での撤去や必要な箇所に移設するスクラップ・アンド・ビルドを推進するなど、信号機の計画的な整備や維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤委員 今ほどありましたとおり、維持していくのも本当にお金がかかりますし、大変な状況ですけれども、何となく私もそうですけれども、ついつい、住民としては、ここにも信号があればいいのにと。信号機の設置というのは本当に要望が絶えず多いものですから、そういった中で本当

に皆さん、安全対策を丁寧に、限られた経費の中で工夫をしておられることに、いつも感動、感銘するので、できるだけ、我々も一緒になって丁寧に説明して、住民に理解してもらおう運動もしていかななくてはいけないと思いましたので、あえて今日取り上げさせていただきました。

鍋嶋委員 まず最初に、学習障害に対応した高校入試についてであります。日常生活等は普通に送れるわけですがけれども、感情を読むことができない児童生徒がおられると聞いております。現に私の近くにもそういった方がおられて、受検の際、非常に困ったということで、どうにか高校入試はうまいこと行ってといいますか、自分の意図に反したところにはありますけれども、県立高校に入学できたということでありましたが、日常生活、自分がよく使う漢字、自分の名前等は書いたり読んだり是可以するんですが、なかなかほかの漢字を読むことができないということでありました。

そういった子供たちに、中学校としてはしっかり対応してきたけれども、受検を機に、高校に行ってもなかなかそういった対応がなされていないということを聞く中で、高校入試問題において、読み書きに困難を抱える学習障害のある受検生にも、平等な受検機会を保障すべきではないかと考えます。

合理的配慮の一環として、学力検査問題にルビをつけることを検討するべきではないかと思うわけで、土肥県立高校課長の御所見をお伺いします。

土肥県立高校課長 委員から御指摘があったとおり、読み書きに困難を抱える受検生に学力検査における配慮を行い、より平等な受検機会を保障することは重要でありまして、県教育委員会としても検討すべき課題があると認識しております。

入学者選抜では、受検生の持つ能力や適性を正しく判定することが最も重要でありまして、これまでも障害等により通常の方法では受検が困難な場合には、他の受検生との公平性を担保しながら、障害等の程度に応じて、検査方法や検査会場等について合理的配慮の提供を行ってきております。

中学校での日常の授業等における配慮事項は、生徒により異なる場合もあり、個々に沿ったものとなるよう、他の受検生との公平性を担保しながら、可能な限り配慮内容を決定しております。

入試制度は、常に生徒や受検の実態等を見ながら改善していくべき性格を持っております。「新時代とやまハイスクール構想」の検討において、入試制度の見直しもテーマの1つとなっていることから、今後、読み書きに困難を抱える受検生にとって、どのような対応が適切であるか、大学入学共通テストや他県での配慮状況を参考にし、検討してまいります。

鍋嶋委員 他県での状況でありますけれども、ほかの県では対応されているところもあると聞いておりますので、そういったところを参考にやっていただけたら、非常に助かる子供たちも多いのではないかと思いますので、またお願いします。

次の質問に入らせてもらいます。警察官の待機宿舎の在り方について質問させていただきます。警察官待機宿舎は、災害や突発事件等発生時の初動体制を確保するために整備されていますが、老朽化が著しいほか、未利用の宿舎もあると聞いております。優秀な人材の確保等の観点からも、居住環境の改善を図っていく必要があると考えます。

また、一方で、今後警察署の再編が進んでいく中で、待機宿舎の在り方についてどのように考えているのか、伴野

警務部長の御所見をお伺いします。

伴野警務部長 委員御指摘のとおり、警察官待機宿舎につきましては、大規模災害や突発事件等発生時の初動体制を確保するため、整備を進めてきたものでありますけれども、老朽化が進んでおりまして、保有する58棟のうち、14棟が老朽化等により入居を停止しておりますほか、現在職員が入居しております44棟のうち、約6割に当たる27棟が建設後40年を経過するなど、老朽化が著しいところでございます。

こうした状況に加えて、先ほど委員からも御指摘ありましたとおり、少子高齢化に伴う就職適齢人口の減少など、優秀な人材の確保が厳しい中、県警察では計画的修繕による居住環境の改善を行うなど、入居する警察官の士気の保持や住環境の整備を進めておるところであります。

今後の待機宿舎の在り方につきましては、現在進めております警察署の再編整備に合わせて、中長期的に必要な宿舎数を算出し、その上で既存宿舎を集約するなどの検討を進めてまいるところであります。

また、使用に耐えられない宿舎につきましては、老朽化の程度、危険性を勘案しまして、解体処分も視野に入れて検討をしていくほか、民間事業者の意見や御提案を幅広く聴取するサウンディング型の市場調査の実施も併せて検討してまいりたいと思っています。

鍋嶋委員 私は入善町出身でありまして、まさに入善警察署のすぐ近くに家がありました。その関係で、小学校のすぐ近くに警察の待機宿舎、私たちは警察官舎と呼んでいたのですけれども、警察の業務上、転勤が多くある中で、転校してくる生徒、警察官の子供たちがたくさん来られて、本当によくその警察官舎に遊びに行かせてもらっていました。

私、50歳なんですけれども、小学生のときなので40年は

ど前ですね、その頃に行っているときですら、古いって言ったらかしいですけども、老朽化が進んでいるなと感じながら遊びに行っていたのが、いまだに使われている状況とのこと。私は、その周りで仕事をさせてもらっているんですけども、除雪に入っても地面ががたがたで、消雪の対応もされていない、そして住むところも、もう見るも無残と言ったら、住んでいる方がいるので申し訳ないですけども、こういうところに住まれていたらなかなか大変だなと思う中で、警察署のもっと近いところにアパート等があるので、そういったところを有効に利用されるなどして、今ももちろん警察の宿舎に住まれない方には補助を出して、アパート等に住まれる方もいるとは聞いていますけれども、そういったことをもっと進めていかれるべきではないかと。もちろん安いとは聞いていますけれども、これから新しく再編されて建てるまでまだ何年もあるわけですし、そういったことも視野に、その間だけでも何かしら措置されるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

伴野警務部長 議員の御指摘のとおりでございます、老朽化がかなり進んでおりますので、あらゆる対策が取れるように、今後も引き続き検討してまいりたいと思っております。

鍋嶋委員 警察官の健康管理上もですし、仕事をしていく上でも、そういったことが必要かと思えます。またお願いします。

大門委員 私からは、「新時代とやまハイスクール構想」と臨任講師の状況についてお伺いをしていきたいと思っております。

先日、2024年の出生数が示されました。5,078名ということで、前年比で、マイナス434名という発表であります。

これを学校の教室で換算すると、約10クラス分の子供たちが減少したということでありまして、今回、「新時代とやまハイスクール構想」というのは、令和20年度を目標にして構想を立てているわけですがけれども、人口減少が加速している状況の中で、この議論は、ここで終わりたいんですがけれども、人口減少が進んでいるということで、この先も続くんだろうと改めて感じた数字でありました。そういった中で、この「新時代とやまハイスクール構想」におきましては3月に基本方針が示されまして、そして先日、第2回の検討会議が行われました。

基本方針では、当初約480人から400人の大規模校ということが示されたわけですがけれども、検討会議では320人以上とのことで、方向性が少し変わってきたという状況でもありますし、この第2回の検討会議で、先日、埼玉県の大規模校の視察に行ったことを受けまして、各委員から、大規模校はやはりすばらしいんだという意見が多く出た一方、大規模校は富山県において1校でいいのではないかという意見が出たと認識をしております。この転換は視察を受けてなのかと思っております、教育長も一緒に行かれたと聞いておりますので、この視察はどうだったのかということとをまずお伺いしたいのと、大規模校が1校となりますと、基本方針が出ている中で、大きな転換。委員の意見によって変更になるとも思っていないですがけれども、このことを受けますと、いろいろと変更をしなければいけない部分も出てくるのかと思っておりますが、大規模校が1校という意見をどのように受け止められているのか、またその影響について、併せて教育長にお伺いしたいと思います。

廣島教育長 「新時代とやまハイスクール構想」の基本方針のうち、まず、この大規模校というものの位置づけですが、これにつきましては、生徒が多様な考え方に接し、他者と

協働して社会参画できる力を高められるよう、複数の学科が併設され、多くの科目から選択履修できるものと位置づけております。こうした仕組みを先進的に取り入れられております埼玉県立伊奈学園総合高校を先月、教育委員の皆さんと一緒に視察してまいりました。1学年が20クラスから成っております。充実した教員配置の下、生徒の皆さんには幅広い選択科目が用意され、学びたい科目を選択し、自分だけの時間割で学習できる学校でございます。

学習面で見ますと自ら何を学ぶか、また部活動では文化系、体育系ともに多くのものから選択できる教育環境の中で、私の目には、生徒さんがとても活気にあふれているように映りました。これは、本県が目指しております大規模校の狙いというものも実現されているのだろうと感じたところでございます。

去る3日の検討会議では、今、委員から御紹介のありましたとおり、複数の委員から、大規模校のメリットを生かすために、より大きな学校を県内に1校設置してはどうかという御意見が出されました。これは、委員としての率直な考えをまずは述べられたものであらうと思っておりますが、背景には、先ほど委員が冒頭にも触れられました、令和20年度以降も生徒さんが減っていくという事実がまた明らかになってきたときに、大規模校はどうあるべきかということも踏まえて発言されたのではないかと推察するところでございます。

検討会議におきましては、議論の進め方といたしまして、最初は大規模校の設置方針を検討して、方向性を固めていきたいと思っております。今後、基本方針にあります東西各1校の場合とのメリットとデメリットをしっかりと整理して、方向性をなるべく早く県で決めていきたいと事務方としては思っております。

基本方針上は、令和20年度に20校から22校程度と一定程度学校数、そしてその学校ごとの人数にも幅を持たせております。そうした中で、この範囲に落ち着けさせるという方向性になるのではないかと、私どもは今考えているところでございます。

大門委員 視察をされた大規模校は20クラスということで、本当に富山県が想定している以上の大規模校だったのかと思っております。そういった大規模校を見ると、2校あったものを1校にし、より大規模校にして、より子供たちに多彩な教育環境を増やしたい。そして、先ほど教育長からもありましたが、子供たちが今後も減少する中での委員の発言だったのかと思います。

教育長の発言から、9月議会にはということもありました。となると、もう後3か月というところになってくると思っておりますが、こういった規模感がいいのか、議論がどんどんされていくという話でもありましたので、またそういった議論も、今回の議会でいろいろ出てくるかと思っておりますが、検討のほどよろしくお願いしたいと思っております。

そういった中で、中高一貫教育の高校の設立について、お伺いをしたいと思っております。先ほどの大規模校は新しく1校なり2校を新設するという形になるのかと思っておりますが、中高一貫校につきましては、新設する、しないみたいなことは、まだ発表もされていないと思っております。

ただ、中高一貫校のクラスを単純計算してみますと、1学年4クラス平均でいきますと大体全学年で12クラス規模の学校と同じぐらいの大きさになるのではないかと思います。そして、新設は、個人的には避けられないのかと思っております。

ただ、規模感からものを考えるのではなく、やはり中高一貫教育の中で子供たちにどういった教育を学ばせたいのか、どういった生徒を集めたいのかということが大事で、そこから議論をすることが大切と思っているわけなんですけれども、県内で1校、そういった中高一貫校の設立を予定して、中高一貫教育において、どのような子供たちへの学びをさせたいのか、また、この学校の規模感について、もしイメージがあれば、丸田県立高校改革推進課長にお伺いしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長 中高一貫教育校につきましては、高校入試の影響を受けない6年間の学習機会の中で、様々な可能性に挑戦ができ、中学1年生から高校3年生までの幅広い年齢集団の中で、より豊かな人間性や社会性を育むことができるといったことが魅力であると考えております。

「新時代とやまハイスクール構想」基本方針におきましては、今後必要と考えられる8つの教育内容のうち、探究活動や教科横断的な学習を深めますSTEAM、また、国際教育を実践しますグローバルにつきまして、継続的かつ計画的に学べるよう、中高一貫教育校の第2期での開設を目指すこととしております。中高一貫教育校を開設します場合、基本方針で示しました20から22校程度の学校のいずれかに導入をするということになりますけれども、その学校規模、大規模なのか中規模なのかといったことなどにつきましては、現時点では決まっていないところでございます。

先月から、基本方針を基に具体的な高校づくりの検討を始めたところでございまして、今後、中高一貫教育校の目的や役割、機能といったものを整理いたしまして、市町村教育委員会などの関係機関とも協議しながら、どういう形で設置するのがよいか、丁寧な議論に努めてまいりたいと

考えております。

大 門 委 員 まだこれから議論を深めていく段階かと思っております。

建設コストを抑えるのであれば、大規模校と一緒になると思うんですけれども、そういうわけではなくて、先ほど話ししましたどういった学びをさせたいのか、どういった生徒を集めたいのかということから議論をスタートしていくということが、大事かと思っております。また、そういった関係機関とも協議の上、どういった学校がいいのか、どういった教育がいいのかということも踏まえて、検討していただきたいと思います。

それでは、臨任講師について伺います。新年度に入り、5月に入ってから、臨任講師について、いろんな方から足りないのではないかという声をお伺いする機会がありました。教員の不足というのは、これまでもあるのですが、産休であったり、また特別支援学級の増加、そして病気などで休職をする先生の方々が増加していることが要因と言われております。

少し前には、臨任講師が足りなくて、担任が配置できなかったというケースもあったかと思っておりますが、今年度の臨任講師の状況と配置状況について、また、それは例年に比べてどうなのかということ、安川教職員課長にお伺いします。

安 川 教 職 員 課 長 令和7年度における教員の未配置の状況についてですが、4月の始業式の時点では4名でございました。その後、病気休暇ですとか、臨時的任用講師などの急な退職などに伴いまして、5月1日時点では15名となりました。その後、教育事務所や市町村教育委員会と連携して、代替教員の確保に努めました結果、6月1日時点における教員の未配置数は7名となりまして、前月から8名減少し

ております。

また、過去5年間の平均の未配置数——これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴って休校となりました令和2年度を除きまして、令和元年度から令和6年度までの5月1日時点における平均の未配置数ですが、これは17名となっております。今年度の未配置数はこれを下回ったところでございます。

現在、代替教員が配置できておりません学校につきましては、できるだけ早く配置できますよう、引き続き教育事務所や市町村教育委員会等と連携しまして、確保に努めているところでございます。

大門委員 4月時点で4名、そして5月で増えて15名、そして6月で7名ということで、教職員事務所の方々が一生懸命努力をしながら、教員の確保に努められたと思っております。この数字を例年と比べても、若干名少ないという状況ではありますが、やはり先生の確保は非常に厳しい状況だと私も思っております。

先生の倍率もどんどん低くなってきている中で、免許を持っている方々に対して臨任教師をお願いするというのは…。なかなか受けてもらえる方も…。勤務体系が異なる塾の先生にもこの前連絡が来たということも聞いております。教員免許を持っているから、塾の先生も学校で教えられるので、やってみないかということでありましたけれども、2つの仕事は兼業できないということで断ったということでありました。本当にいろんな方々に一生懸命声をかけているんだと。そういった中でも、まだ若干名未配置が続いておるということですので、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

安川教職員課長 年度途中におきましては、委員からもお話ありましたが、病気休暇や退職などに伴いまして、教員の

未配置が増加傾向となりますが、教員が未配置となります最も大きな要因といたしましては、近年の新規採用教員の増加に伴いまして、育児休業を取得する若手教員——これは男性も含めてですけれども、これが増加している一方で、その増加に対応する臨時的任用講師の確保が難しくなっているということが考えられます。

県教育委員会では、代替教員を確保するための人材登録制度を整えておりますが、特に年度途中におきましては、待機している講師登録者が限られますため、速やかな配置が難しい状況となっております。

このため、県教育委員会では、これまでもハローワークを活用した募集を行いまして、県のホームページでPRを行う、県内及び近県の大学等への募集案内の配布、それから教員OBを含む教員免許の保持者で就業していない方に対する個別の周知などに積極的に取り組み、確保に努めてきております。また、フルタイムである臨時的任用講師を希望されない方に対しましては、非常勤講師として任用することで、授業に支障がないよう対応しているところでございます。

今後ともこうした代替教員の確保に引き続き取り組みますとともに、新規学卒者や教員OBのほか、育児などの事情でやむを得ず退職された教員の方々にも幅広く働きかけますなど、代替教員のさらなる掘り起こしにも努めてまいりたいと考えております。

大 門 委 員 今後、人手不足がより加速すると思っております。教育現場においても、避けられない現状があるのかと思っております。そういった中で、一生懸命教員の確保に努められていることは、重々承知なのですけれども、今までのやり方も含め、今後どうやって教員を確保していくのかということ、新たな手法を模索しながら、努めていか

なければ、なかなか厳しい時代も来るのかと思っております。また、子供たちの健やかな成長、教育の機会のために、確保に向けて努力を重ねていただきたいと思いますと思っております。

永森委員 私からは、学校給食について質問をさせていただきたいと思っております。連日テレビでは、米の値段のことがニュースになっていない日はないと思っております。米の値段が上がっていることもございますし、それ以前、消費者物価指数によると、2022年から2025年までで、食料品の物価というのは20%以上上がってきている現状にあります。そんな中で、各市町村も学校給食費を順次値上げをしてきているという状況になっておりまして、例えば私の地元、射水市では、まず令和6年4月に1食当たり30円値上げをしておりまして、小学生であれば、290円だったものを320円にしたり、中学校であれば、335円から365円と引上げをしています。それで済むかと思ったら、予想以上の価格の高騰がありまして、さらにこの6月の定例会で、小学校については10円、そして中学校については15円値上げをするということを決めたそうであります。

一方で、そうした負担を保護者に転嫁をすることはなかなか難しいということでありまして、その分については市で負担をして、いわゆる保護者の給食費負担を抑えているという現状であります。

そこで、県内の小中学校における学校給食費の改定の状況はどのようなになっているのか、また、改定により、保護者負担についてはどのような対応を各市町村でなされているのか、松嶋保健体育課課長にお尋ねします。

松嶋保健体育課課長 今回、県内市町村の今年度の学校給食費の状況を確認したところ、10の団体で昨年度の4月と比べて高く設定されておりました。これら10の団体全てで、

公費による補助が実施されております。

また、1つの団体では、昨年度より保護者負担額は増額となり、その他9つの団体では、保護者負担額が同額で据え置かれるか、または減額となっております。

永森委員 ちなみに射水市は今、学校給食費が令和7年2学期から小学生330円、中学生は380円になるんですけども、これは水準としたら高いのか低いのかってお分かりになりますか。

松嶋保健体育課課長 すみません、今ほど資料を持ち合わせておりませんので、その水準については答えられません。

永森委員 分かりました。

10の団体ということは、少なくとも5つの団体では値上げがされていないということでしょうか。

松嶋保健体育課課長 はい。

永森委員 これだけ物価が高騰してきていて、例えば医療機関もそうですし、福祉施設もそうですし、いろんなところで、ここしばらくで、あらゆる基準となる金額というのは、かなり上がってきていると聞いているんです。

値上げがされていないとするならば、その5つの団体の学校給食の状況が今度は逆に心配になってくるんですけども、それを聞いても、松嶋課長はお答えようがないと思っておりますけれども、そうしたことも含めて、しっかり注視をいただきたいと思っております。今ほど、金額のことをお聞きしましたけれども、そうした水準などにつきまして、市町村のこととはいえ、しっかり把握をしていただいてほしいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思いますし、数字は、できれば後ほど頂戴できればと思っております。

各市町村の10の団体でいろいろと値上げがされている状況だとお聞きしました。それで、学校給食法によれば、食

材費については保護者の負担であると、そして、人件費や施設設備運営費などは自治体の負担になっているということとであります。

そこで、まず、そうした運営費——いわゆる自治体負担になっている部分についても、これは最低賃金が値上げをされていたり、またエネルギー価格なども高騰してきているという状況の中で、この施設運営費——いわゆる自治体負担の原則となっている部分についても、当然、市町村の負担は大きくなっているものだと思っています。

また、今ほど申し上げたとおり、食材費については保護者の負担となっておりますけれども、現実にはなかなか保護者の負担にはしづらい状況になっていて、こちらについても、市町村が実質負担をしているという状況になっております。

今年度分はまだ米価がこれほど値上がりする前の段階で、いわゆる令和7年度の1年間の米の調達ということで入札がなされているので、それほど大きな問題とは、市町村は捉えておりませんが、今後、次年度の入札ということが当然、今年の末から来年の頭ぐらいにかけてなされていき、そして、きっと今年ほど安い値段で調達することはできないのだと思っています。そうなってくると、さらに市町村の負担が増えてくるのではないかとということも、懸念しております。

そこで、そのあたりの財源措置についてどのような状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

松嶋保健体育課課長 学校給食の運営に係る経費のうち、学校給食に従事する職員の人件費や施設に係る経費は、学校給食法により、設置者が負担することとされ、地方交付税により財源措置されております。よって、市町村が給食施設を運営し、給食を提供している場合、その人件費やエネ

ルギー高による経費の負担増は、原則当該市町村の財源で対応すべきものとなります。

なお、共同調理場などにおいて調理業務を外部委託している場合の労務費などの高騰による契約額の増額につきましては、昨年の国の補正予算で措置され、今年度も利用可能な物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充当できることとされております。

また、食材費の高騰に係る保護者負担の軽減に対しましても、この臨時交付金の活用が可能となっており、先ほど答弁しました保護者への支援に活用された団体もございます。

こうした中、先月、国では今年度予算の予備費を活用し、この臨時交付金の追加交付を決定されたところであります。県の担当課から各市町村に案内をしております。市町村によっては、この交付金のさらなる活用も検討されるのではないかと考えております。

永森委員 今ほどおっしゃったように、予備費の活用の中で、臨時交付金が追加で交付されることになっておりまして、こちらは市町村にとっても大変活用しやすいものになるのではないかと考えております。

一方で、こうしたものがいわゆる交付金という形でしか措置されないとするならば、今後、下がっていくということは当然あり得ないことでありまして、保護者負担は、その交付金がなくなった時点で、市町村が負担すべきものであるということ、これまでの法律上ではそういうことになっていたと思っておりますけれども、今後とも、そうした考え方でいいのかというところには、やはり議論の余地があると思っておりますし、県としては、しっかりとその財源手当について、要望していくべきであると思っております。

また、交付税で措置されているという部分についても、果たしてしっかり適切に市町村においていわゆる人件費高騰分、そしてエネルギーが高騰している分として、しっかりと財源手当てが交付税等々でその物価高騰分が措置されているのかと。これは、もちろん学校給食のことだけではなくて、市町村が運営するあらゆるそうした物価高に対する手当てというのがされているのかというところについても、しっかり全庁的に市町村の思いを把握していただきたいなと思っております。

なぜなら、今、議論として、2026年度から、まず小学校の学校給食費を無償化していこうという1つの流れが動き出しているところであります。片や、小学校について、保護者負担も含めて無償化していこうということを言いながら、一方で、物価が高騰しているので、それは保護者に負担をしてもらおうという、いわゆる上がっている部分を保護者に転嫁していこうということは、その考え方として相入れないものがあると思っております。

まず、このことについても、地元射水市の方からもいろいろとお聞きしている観点でありますので、申し上げさせていただきますと、まず、国は学校給食費を無償化すると言っております。けれども、学校給食費というのは、自治体によってかなり値段が違ってまいります。今ほどお話はいただいていませんけれども、市町村によっても違うと思いますし、都道府県レベルで見ても全然違ってまいります。

特に中学校については、富山県の給食費というのは全国一高いと言われております。令和3年の調査ですけれども、月額当たりで富山は5,836円ですけれども、全国平均は5,121円で、その差約700円ということになっております。国が例えば、小学校の学校給食費を無償化しようというときに、果たして富山県の水準の給食費までの負担をし

てくれるのかということに非常に気にしておられました。つまり、平均額である5,100円程度が国によって財源として措置がされるとした場合に、残りの700円分というのは、無償化をした分、それが丸々市町村の負担となって、いわゆる単独事業として見なくてはいけないのだろうか、これが懸念の1点目であります。

そして、同時に、小学校の給食費を無償化にするということなんですけれども、小学校だけ無償化にして、中学校は無償化しないということも、これまた、いわゆる公平性ということではないですけれども、小学校での無償化をやるときに、中学校まで一律に無償化したいと考えた場合に、そこは市町村の持ち出しになってくるということでもあります。そうしたことの懸念をお聞かせいただいたのであります。

全国的には、そうした国の動きに先駆けて、県として給食費無償化の支援をしている自治体もありまして、このあたりについては、ぜひ県としても、市町村への支援の検討ということも必要ではないのかと考えております。そうしたことも含めまして、松嶋課長の所見を伺います。

松嶋保健体育課課長 去る2月の政党間合意では、給食無償化について、小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ、令和8年度に実現するとされました。合意文書では、学校給食法との関係、様々な理由により給食の提供を受けていない児童生徒との公平性や支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上などを十分検討するとともに、安定財源の確保の必要性についても論点とするとされておりますが、現時点では、実際にどのような制度となるかは明確になっておりません。

委員御指摘の国による給食費無償化の基準額との差額が生じた場合の負担や、中学校の給食費に係る保護者負担へ

の支援については、今後、国から示される制度の内容を踏まえ、各市町村において、国で措置される財源などを精査の上、検討されるべきものと考えております。

なお、県としては、政党間合意により実現を目指す学校給食無償化に当たっては、国の責任による恒久的な財源措置が実現されることが前提であると考えております。このため、この施策により、地方の負担増となることのないよう、十分な財源の確保について、中部圏知事会が行う国への提言や県の重要要望にも盛り込み要望しております。

永森委員 しっかりそうした市町村の声を聞いてください。もう来年度から早ければ始まってくる制度でありますので、市町村のことだからということで、市町村から国に言ってくれということではあまりに冷たい対応ではないのかと思っています。

そうした制度が新たに始まる場合に、市町村にどのような不具合が生じるのかということは、これは県教育委員会の責任としてしっかり把握をしていただいて、その状況をしっかり制度に反映をしていただくように、要望をしていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

鹿熊委員 中央農業高校について、広島教育長に何点かお聞きしたいと思っております。中央農業高校は、言うまでもなく、60有余年の歴史の中で、多くの卒業生が地域農業の担い手として、また畜産をはじめ農業経営者のリーダーとして活躍をしておられて、本県の農業教育の中心的な役割を果たしてきていると理解しております。

ただ、近年の入学状況を見ますと、令和5年度は募集定員78人に対し入学者数は30人、それから翌年の令和6年度は令和5年度定員78人に、2名減らして76人に対し入学者数は39人、令和7年度は令和6年度から3名減らして定員

73人に対して入学者数は31人ということで、定員充足率は50%前後であります。さらに遡れば、どのようなになっているのかはよく調べてはいませんが、直近3年の状況から、こういった定員充足率の低さが近年は続いているんだろうと思っております。

そこで、定員数の設定というのが、そもそも過大でないのかと率直に思います。どのような根拠で、この現実に対して定員数が設定されているのか、そもそも設定は妥当なのかということについて、まず見解をお伺いしたいと思います。

廣島教育長 中央農業高校の定員数ということですが、そもそも県立学校の募集定員について御説明させていただきますと、設定の考え方ですが、まず1つ目に、1学級の定員は40人を標準とすること、2つ目に、これは昨年までなんですけれども、公私比率を尊重すること、3つ目に普職比率、いわゆる普通科と職業科、この比率に配慮する、この3つを前提に、地域別の中学校卒業予定者数、そして入学志願者数の推移、最後にそれまでの学級数の増減の経緯、こういったことを、様々な観点から慎重に審議を重ねて総合的に判断してきたというのが全体の考え方であります。

このうち、中央農業高校の募集定員については、個に応じたきめ細かな実習指導が行えますよう、少人数学級というものを基本にしながら、生徒のニーズに応えるために設けている3学科6コースのそれぞれにおいて充実した教育活動が展開できるよう、一定の定員枠を確保してきたところでございます。

この考え方は、本県の農業教育の中核校として、機能の維持や農業教育の学びの場の確保といったことで、長年行ってきたものでございます。ここ10年ぐらい、定員に達し

ていないという状況が続いてきております。その部分については、今後もしっかり見直していく必要があると考えております。

鹿熊委員　そこで、本校の特色としては、広大な敷地と雄大な自然環境に恵まれている点です。何度か行っておりますが、そういつも思います。

また、農業教育、普通教育、そして寄宿舎教育の3本の柱の下、農業のみならず関連する食、環境、生命といったことを学び、持続可能な人類、食料、社会、環境のために貢献できる人材を育てるというポリシーの下で学校運営がなされていると理解しております。

ただ、広大な敷地や豊かな自然環境という条件が、社会の変化とともに、ハンディとなっている面もあるように思います。例えば通学は極めて不便であると。だから寄宿舎があるんだということだと思うんですけども、今の生徒の気質とか生活スタイルからすると、なかなかそういう寄宿舎になじめないということも現実にあると思います。

そのほか、昨今の野生鳥獣被害ですね。まずは生徒にとって危険だと。熊が出るわ、イノシシが出るわ、そういうことが頻発しています。それから、栽培した作物への被害があり、それに対処するために電気柵等を設置すると。

ある意味では、非常に実践的な学びはできるのですが、ただそういった被害を生徒の学びとするのは1回の経験でよいと思いますし、それから、危険ということが、非常に問題だと思う次第であります。それから、スマート農業を進める上において必要な、W i - F i 環境も不安定なところがあるとお聞きしております。

これらが、せっかく農業を学びたい、農業に関心があるという中学生の生徒にとって、残念ながら中央農業高校を避ける要因にもなっているのではないかと、危惧しており

ます。それが定員充足率の低さにもつながっているのかとも思っておりまして、定員に対して半数、またはそれ以上の欠員が生じている理由について、どのように分析しておられるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

廣島教育長 まず、お答えする前に、中央農業高校の努力もちょっと御紹介させていただければと思いますが、中央農業高校ではこれまでも中学校に出向いて、いろいろな学校の魅力の説明をされたり、動画による学校紹介を作成しております。

先ほど申しました通り10年ほど前から、残念ながら志願率が低下しておりますが、いろいろな新たな教育の取組というものもやっている状況でございます。ただ、志願率の低下の理由ということで、今ほど委員から御指摘もいただきましたが、中央農業高校自体のものとしては、最寄りの駅から距離がある、通学に時間を要する、寄宿舎生活も含めた学校の生活環境、昨年、私どもも学校現場へ行きましたが、熊に注意という看板もすぐそばに立っているようなところでございました。そういったことが1つ避けられる原因、要因なのかと考えるところでございます。

また、中央農業高校をはじめとしまして、職業科全体に対してということになるわけですが、今回、基本方針を策定する前提となりましたいろいろな会議の場におきましても、中学校では農業科また工業科の魅力を伝えているものの、なかなか中学校段階では職業科に決め切れないといった意見、確固たる気持ちを持って職業系専門学科を志願する生徒が減ってきているのではないかという意見もございました。

こうした中でございますが、今年度の全日制県立高校の入試の志願倍率が初めて1倍を割り込む結果となっております。その背景には、私立高校授業料無償化によります私

立高校普通科の専願者の増加、また、部活動や広域通信制を理由とした県外私立高校への進学…。県立高校を取り巻く環境がどんどん変わってきているというのが、中央農業高校のこの原因の1つにもなっているのかと感じているところでございます。

鹿熊委員 中央農業高校の生徒、それから校長はじめ先生方は、本当に熱心に取り組んでおられるということは、重々私も承知しておりますし、お米甲子園でグランプリを取り、畜産にも非常に力を入れて熱心に取り組んでいるなど、それは大いに評価しております。

であればこそ、そういった意欲を持っている中学生がストレスなく受検し、通えるような状況であればいいな、環境であればいいなと、そんな思いで質問しているのであります。

本校は、農業に興味・関心のある中学生にストレスなく選んでもらうような条件整備に取り組んで、本校での学びを通して、本県農業、あるいは食、環境、生命等の関連産業を担う人材の芽を育てることを、今、行われている高校改革のこのタイミングで検討すべきではないかと思えます。

一挙に解決するのは困難かもしれませんが、富山県農業を担う人材育成に絶対必要な本校の機能を生かし、かつ農業に興味・関心のある中学生が、本校での学びを実現できるような条件整備が必要であり、そういったことについてしっかりと検討をすべきではないかと考えます。見解を問いたいと思います。

廣島教育長 先ほど来議論もありました「新時代とやまハイスクール構想」基本方針に基づき、今年度から具体的な検討を始めたところでございますが、そのベースとなりましたものに、昨年4月の県立高校教育振興検討会議の提言がございます。

その提言の中では、農業科というものの見直しの方向性が示されておりまして、4点ほどありますが、1つ目には、SDGsの実践など、これからの農業に向けた知識や技術を身につけることができるような教育内容の充実、2つ目には、大学など高等教育機関や地域など学校外との連携の充実、3つ目に、テクノロジーを生かした農業教育の実践、最後4つ目になりますが、社会のニーズを酌み取った教育課程の検討、こういったことが示されています。今ほど委員からございました食、環境、生命等の関連産業を担う人材の育成は、まさしくこういったことに、今ほど述べたことが関連してくるものだろうと考えるところでございます。

私どもといたしましては、今後、社会のニーズ、そして生徒さん方のニーズも踏まえながら、先ほどの定数の在り方も含めまして、検討会議の中でも検討を進めていきたいと考えております。

鹿熊委員 それではよろしく願いしておきます。

立村委員 私からは、まず初めに県立学校の学級編制について伺いいたします。

現在は「新時代とやまハイスクール構想」に基づいて高校再編の協議が進行中ではありますが、今の中学3年生にとっては、来年度の県立高校の募集定員がどうなるのかも大きな関心事であろうかと思います。

今ほど教育長の答弁の中にもありましたが、令和7年度の県立高校入学者選抜全日制の課程の一般入学者選抜の志願倍率が1倍を下回りました。そして、令和8年度以降は公私比率が撤廃されることなどを考慮すれば、定員等の何かしらの見直しが行われるのではないかと推察されますが、令和8年度の学級編制方針について、丸田県立高校改革推進課長にお伺いいたします。

丸田県立高校改革推進課長 これまでの県立高校の募集定員

につきましては、先ほど教育長からも答弁がございましたけれども、まず、1学級の定員は40人を標準とすること、また公私比率を尊重すること、また普職比率に配慮すること、こうしたことを前提といたしまして、地域別の中学校卒業予定者数や入学志願者の推移、また、それまでの学級増減の経緯など、様々な観点から慎重に審議を重ね、総合的に判断して決定をしてきているところでございます。

また、令和6年度と7年度の学級編制におきましては、県立高校の在り方について議論されていたことなども踏まえ、募集定員の減について、学級数に極力影響がないよう定員減で対応したところでございます。

こうした中、今ほど御指摘がございましたとおり、まず公私比率につきましては、社会の変化や生徒の多様なニーズを踏まえ、公立、私立ともに、より柔軟な発想で創意工夫を凝らし、本県の高校教育の魅力を一層高めていくため、令和8年度以降、公私比率は設定せず、各設置者が適正な定員管理を行うこととなりました。

また、3月に行いました今年度の全日制県立高校一般入試の志願倍率が、初めて1倍を割り込む結果となったところでございます。

さらに、令和3年度以来議論を重ねてまいりました今後の県立高校の在り方につきまして、本年3月に取りまとめた「新時代とやまハイスクール構想」基本方針では、全ての全日制県立高校を再構築し、新しい学校を開設していくとの一定の方向性を示したところでございます。

このように、令和8年度の学級編制に当たりまして、幾つもの状況変化があることを踏まえ、何らかの新しい考え方を取り入れる必要もあるのではないかと考えているところでございまして、できる限り適切な定員管理が行われますよう、現在、学級編制の方法につきまして、鋭意

検討を進めているところでございます。

立村委員 まさしく課長がおっしゃるように、いろんな要素が変更になっておりますので、いろいろと大変難しい検討を迫られているのではないかと思います。先ほど申し上げましたとおり、今の中学校3年生もしくはその親御さんにとっては、本当に最大の関心事だと思いますので、できるだけ早く示していただければと思います。

次に、教員採用についてお伺いいたします。令和8年度の教員採用手続については、既に募集期限が到来しております。今は恐らく1次試験に向けた準備を進めておられるところだと思います。

教員採用選考検査の中に、特別選考として教職経験というカテゴリーがありますが、今年度の教員採用選考検査の変更点として、県外の国公立学校の現職教員を対象とした選考については、これまでもやっておられましたが、それに加えて、冬期にも実施することとされたところであります。そこで、冬期実施の狙いについて、これまでの通常の選考検査での近年の採用状況と併せて、安川教職員課長にお伺いします。

安川教職員課長 昨年度実施した教員採用選考検査において、県外の国公立学校で勤務する教員を主な対象とした特別選考枠での採用者は19名でございました。この特別選考枠における過去5年間の採用者数は、令和2年で21名、令和3年が16名、令和4年が26名、令和5年が19名でありまして、おおむね20名前後で推移しております。

近年、結婚などを機に他の都道府県へ転居するため、やむを得ず離職する若手教員がいる一方で、同様の事由により、本県へ転居し、引き続き教員として勤務したいと考える県外の現職教員も少なくないのではないかと考えられます。

今回、新たな受検機会を提供することで、業務の都合で従来の選考検査への準備が間に合わない方や、秋以降に急な事情で転居が必要となる方のニーズに応え、優秀な人材を確保するため、今年度から新たに冬選考を実施することとしたものでございます。

立村委員 20人前後の採用があるということで、やっぱりそれなりの実績があるんだと、今、率直に感じておりました。

私の同級生の中にも、実は53歳になるんですが、就職の際、教員を目指したんですけれども、当時、富山県の教員の採用試験というのはもう恐ろしい倍率でして、なかなか先生の試験が受からないということで、2回目ぐらいで御本人は諦められまして、東京都の教員採用試験を受けて合格されて、今も都の教壇に立っておる同級生がいます。

そういった方も多々おられるのかと思って、そういった方々に対して、戻ってきてもらうという意味では非常にいい制度かと、本県への移住という意味でもいい制度かと思えますので、今後ともしっかりと取り組んでいってもらえばと思います。

そして、今、課長がおっしゃいましたように、この冬選考、秋以降にそういった特殊な事情が生じて、冬にいいタイミングで受けられる方も確かにおられると思います。非常にいい試みだと思います。

今、本当に教職員は、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、他の都道府県との奪い合いになっているところが多々あるかと思っています。そして、他県でも、試験の前倒しなど、いろいろなことをやっておられるということは承知しております。それに取り残されないようにというとおかしいですけれども、いい先生が1人でも多く富山県に戻ってくるように、また御検討いただければと思います。

続けて伺います。

同じく、教職経験者の受検資格の中の1つに、今度は現職教員ではなくて、過去に教職経験があるが、何らかの理由で離職された方を再度採用する、いわゆるカムバック採用というものもありますが、現行制度上、要項を拝見したところ、過去に本県の教員採用選考検査に合格した者に限定されているとお見受けしたところであります。

先ほど課長の御答弁の中にも、代替教員を一生懸命探して、その中に育児等でやむなく離職された方にもお声がけしていると、そういったことがありました。そのように離職された方に、もう一回戻ってもらうということもやっていく必要があるのではないかと。

先ほどの教員のUIJターンを促すという意味では、他都道府県での離職者も対象に加えていいのではと。いろいろな問題はあるかと思いますが、検討の余地はあるのではないかと思いますけれども、安川課長の御所見をお伺いします。

安川教職員課長 委員御紹介の様々な事由から一旦離職した職員を再度採用する富山県職員カムバック採用、これは知事部局でやっているものですが、これにつきましては、警察官や教員等を除き、富山県職員として3年以上の実務経験を有する方を対象としております。

一方、本県の教員採用選考検査の特別選考枠では、本県で以前教員をしていた受検者については、1次検査を免除することとしております。

また、受検の前年度まで県外の国公立学校で教員として勤務した受検者については、受検年度に本県で講師をしていることを条件に、この特別選考の対象とし、同じく1次検査を免除としております。

今、委員御提案の他の都道府県での勤務実績がある離職

教員を本県での教員経験者と同様に、この特別選考枠の対象者に加えるということにつきましては、家庭の事情などで一旦は離職を余儀なくされた他県在住の方が、本県で再び教員として勤務できる機会を得ることとなり、多様な人材の確保につながるということが期待されるところでございます。

教員のカムバック採用につきましては、他県での実施例もあることから、本県においても、これらの例も参考に、出願条件や検査内容について、一般選考や他の特別選考との均衡にも配慮しながら、導入について検討してまいりたいと考えております。

立村委員 今の時期は恐らく今年の試験で大変だと思います。そう分かっていたので、この時期に言っておかなければいけないと思って、この場であえて質問させていただきました。

今、課長から、他県の実施例もあることから、検討するということですが、この検討は、そんなに早くできるものではないと思いますので、この時期からの検討ですと、早ければ来年に、もしかしたら反映できるかもしれません。そういったことも期待しておりますので、どうか検討を進めていただければと思います。

次に、県立図書館についてお伺いたします。読書離れが進んで、地域の書店が減少している現状にあって、他県では、公立図書館が地元の書店から図書を購入するケースもあると伺っておりますが、県立図書館での取組状況について、前川生涯学習・文化財課長にお伺いします。

前川生涯学習・文化財課長 委員に御指摘いただきましたとおり、全国的に読書離れが進んできておりまして、そうしたことも背景といたしまして、全国の4分の1を超える町村で、図書館と書店のいずれもないところがあると

いったデータもございますなど、我が国の読書を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況にございます。

一方、県内における書店数でございますが、昨年度末時点で104店舗となっておりまして、やはりインターネット通信販売の普及もございまして、この10年間で34店舗、率にしますと約25%減少するなど、全国同様に厳しい状況にあると認識しております。

このように読書環境をめぐる厳しい状況の打開策の1つといたしましては、地域の書店と図書館がタッグを組んで、取り組むことが求められているところでございます。

その1つといたしましては、公立の図書館が地元の書店を通じて図書を購入するというのが、地域の読書環境を支える書店の方の下支えにも、支援にもつながることから、大変意義のある取組ではないかと認識しております。

県立図書館において図書を購入するに当たりましては、図書館長が委員長を務めます委員会におきまして納入業者を決めております。これまで県内に本社を有する事業者の方が複数選ばれておりまして、この結果、令和6年度におきます県立図書館における図書・雑誌等の購入全体に占めます県内の事業者さんからの購入割合は、金額ベースで88%となっております。

それ以外につきましては、いわゆる専門書——販売店が決まっている直販の雑誌等がございます。

文部科学省が全国の地元書店との連携の優良事例として紹介しております鳥取県立図書館、こちらの地元の書店からの購入割合が、令和4年度で96%となっています。それを踏まえますと、富山県立図書館の地元購入の割合というのは、一定程度高いものではないかと考えております。

立村委員 今、鳥取県の話が出ましたが、鳥取県の96%と比較して富山県の88%は遜色ない数字だと思います。

今ほど課長がおっしゃったように、そういった地域の書店を下支えする精神というの、県立図書館の方、教育委員会の方には持っていただきたいと思っている次第であります。

そういった地元からの購入は、今88%ですけれども、専門書などで、どうしても県内の書店にないものもあるというのは重々承知しております。そういったこともあります。が、続けていただければと思います。

ちょっと話は変わりますけれども、御紹介いたしますが、政府から先日、実質賃金上昇率を1%程度に定着させることを新たな目標として掲げた賃金向上推進5か年計画が公表されました。いろいろな項目があるのですが、その中に、いわゆる官公需においても、受注する側が賃上げの原資を獲得できるようにするため、過度な価格競争を抑制する制度の導入徹底を促している部分があります。

具体的に言うと、例えば、今、印刷の発注や、清掃の発注などは、恐らく最低制限価格が設定されていない状況にあると思うのですが、それだと、なかなか低価格での競争になってしまうので、平たく言えば、過度な価格競争を抑制する制度というのは、例えば最低制限価格の設定であったり、そういったことを想定しておられるのかと思いますけれども、つまり官公需といったものを今後どのように運用していくかといったことは、ある意味、今の米の問題もそうですけれども、今後の社会経済を考えていく上で、どんどん注目されていくことになるのかと思っております。

県立図書館の民間からの図書の購入、それも1つの官公需になると思います。そういったことも念頭に入れて、今後、図書の購入について、また検討していただければと思います。

続けて伺いますが、貸出しや返却等の手続のいわゆる電

子化、あるいはセルフ化など、時代の要請に応じた取組状況についてはどうでしょうか。引き続き、前川課長にお伺いします。

前川生涯学習・文化財課長 県立図書館におきましては、蔵書の多く、9割以上が書庫、バックヤードにございまして、図書の出し入れには、やはり職員の手を介さざるを得ないというのがございます。

また、そうした状況下で、いわゆる自動の貸出機を設置することの費用対効果を見込むのが難しい状況にあることなどから、今のところ、現在は貸出し・返却の手続をセルフ化するシステムは導入してございません。

しかしながら、お話にございました時代の要請に応える取組というのは、県立図書館でも行っておりまして、例えば、利用者の利便性向上を図るデジタル化の取組に関しましては、1つ目としては、蔵書の検索、予約、あと予約順位の確認が可能となるウェブサイトの開設、2つ目としましては、返却期限や予約した図書の到着をメールで通知するサービスの導入、3つ目といたしまして、図書館が所蔵する貴重な資料であったり絵図等をデジタルの画像で閲覧できるデジタルアーカイブの構築などを行いますとともに、また、令和4年度からは、電子書籍の閲覧サービスを開始しておりまして、逐次、内容の充実を図っております。

また、1つ目の御質問にございました読書離れの対応の1つとしまして、多様な世代の方に利用していただく図書館を目指して取り組んでおります。

その1つの例といたしまして、子供さんや保護者の方が気兼ねなく、要は図書館は、どうしても静かにしなければいけないというイメージがあるのですが、子供さんなどが会話できるスペース——つながりのコレクションルームと

呼んでおりますが、それを今年４月に県立図書館にオープンいたしました。

また、そのほか、令和元年に施行されておりますいわゆる読書バリアフリー法の対応といたしましては、大きな活字の図書の継続的な収集であったり、あと視覚障害者の方向けのデータ送信サービスの導入などの取組も行っております。

今後とも、今ある県立図書館の人的、物的な資源を最大限活用しながら、また、図書館を利用される方のニーズを随時把握しますとともに、他の公立図書館における先進的な事例、そういったのも情報収集いたしまして、時代の要請に応じたさらなるサービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

立村委員 課長のおっしゃるとおり、今の県立図書館のできる範囲で、様々なことをなさっていることは、今の御答弁で重々理解をいたしました。

根本的な課題としての話になりますけれども、今の県立図書館は老朽化が進んでいます。先日、第１回目の未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会が開催されたと聞いております。２月議会で、知事から、老朽化が進む県有施設の在り方もこの検討会の課題の１つになると聞いております。

県立図書館については、ロケーションの問題も含めて、老朽化がこれだけ進んでいますから、将来の在り方について、しかるべき検討会の場で検討を進めていかなければならないのではないかと私は思っております。

全く私見ですがけれども、例えば、県の総合庁舎も大分老朽化が進んでいます。総合庁舎がその場所に必ずなければならない理由は、私はないと思っております。例えば、高志の国文学館や富山県教育文化会館がある辺り、富山中部

高校がどうなるかは今置いておいて、いわゆるあの辺一帯を文教ゾーンとして、総合庁舎の跡地に例えば県立図書館を持ってくるなどといった大胆な発想があってもいいのではないかと。これ全くの私見であります。

そういったことも含めて言いたいのは、県立図書館についてはもう重々お分かりだと思いますけれども、老朽化対策は避けて通れない問題ですので、また検討会のどこかで今後、出先機関の集約といったことも検討されることになると聞いてはいるのですけれども、そういった動向を注視していただいて、県立図書館もぜひ検討の俎上に上げていただければと思います。よろしくお願いします。

瀬川委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑、質問を終わります。

2 陳情の審査

瀬川委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。